

閱覽用

平成29年 第5回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年5月2日

神崎市農業委員会

平成29年第5回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月2日(火) 午前9時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 筒井 委員 4番 香月 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	3件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	96件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	5件
報告第2号 農地利用配分計画について	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事	桑原健太郎
農政企画係主事補	川端 晃博

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。
市の北部では既に田植えが始まっていると聞いております。本日はゴールデンウィークで、明日から5連休に入りますが、期間中の総会ということで、お集まりいただきありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会長

北部では田植えが始まっているとのことですが、南部の方では麦が日に日に色付いてきております。ところが麦はご承知のようにあと一山、二山ありまして、特にゴールデンウィーク中の雨、風によって倒れることがおおございます。今年は幸いに天気がよく、今のところは順調に来ておりますが、5日、6日の傘マークが気になるところでございます。最後までいい天気に恵まれますようお願いいたします。

それでは、お手元の総会資料に従って議事を進めさせていただきます。

只今から、平成29年第5回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は12名でございます。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

事前に議案書を配付しておりましたが、申請の取下げがっております。

議案書の6ページご覧ください。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、この申請につきましては、4月26日に双方お見えになり、諸事情により、取り下げの申し出があり、議案書を既に送付しておりましたので、取下げということで議案から削除をお願いします。また、3条申請に伴いまして、利用権の解除の申し出がっております。別冊報告1号、2ページになります。受付番号4番が同一所有者となります。今後は利用権を継続するということで、取下げとなりましたので、削除となります。

次に、会議次第の修正をお願いします。取り下げに伴い、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、8件を7件に修正をお願いします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について、担当は農政水産課ですが、件数に誤りがありまして94件を96件に修正をお願いします。それと報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、6件から5件に修正をお願いします。

それでは、これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は2番 筒井 委員と4番 香月 委員の2名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	3件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による	

農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	96件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	5件
報告第2号 農地利用配分計画について	1件

以上、5議案112件、報告第1号、2号の6件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

申請者の方が入室されますので、しばらくお待ちください。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番、畑の287㎡と宅地

1筆と一体利用の合計392.06㎡です。転用の目的は一般住宅と農業倉庫で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。転用着工は平成29年6月1日、工事完了は平成30年2月20日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」に該当します。位置図などを9ページと10ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と融資関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壌の保護や雨水、汚水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われれます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号1番について、地区担当委員の7番 大田委員のご意見をお伺いいたします。

7番 大田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われまますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れ様でした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇の他、田5筆の5,068㎡です。転用の目的は共同住宅建設で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年6月10日、工事完了は平成29年12月25日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み、農地区分は宅地化している集落に連たんした小規模の農地の区域内にある第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」に該当します。位置図などを11ページと12ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書、融資関係書類と資金証明書、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議、開発行為許可申請書類などが提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壌の保護や雨水、汚水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号2番について、

地区担当委員の10番 鶴 委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、只今、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の手塚 推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労様でした。

(受付番号2番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号3番 申請者入室)

議長

次に、2ページをご覧ください。受付番号3番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、田の156㎡と、宅地3筆と一体の合計717.44㎡です。

転用の目的は本家に隣接した自己用住宅建築で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年6月10日、工事完了は平成29年11月30日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」に該当します。位置図などを13ページと14ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と融資関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壌の保護や雨水、汚

水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号 受付番号3番について、地区担当委員の7番 大田 委員のご意見をお伺いいたします。

7番 大田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労様でした。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号4番 申請者入室)

議長

次に、受付番号4番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、田の404㎡です。転用の目的は一般住宅建築で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年6月10日、工事完了は平成29年10月31日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み、農地区分は鉄道の駅から概ね500m以内の農地で第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」に該当します。位置図などを15ページと16ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と融資関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壌の保護や雨水、汚水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号 受付番号4番について、地区担当委員の7番 大田 委員のご意見をお伺いいたします。

7番 大田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第1号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦勞様でした。

(受付番号4番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号5番 申請者入室)

議 長

次に、3ページをご覧ください。

受付番号5番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番、申請地は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、田の424㎡です。

転用の目的は一般住宅建築で、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりです。

転用着工は平成29年6月10日、工事完了は平成30年2月28日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は決定済み、農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は用地選定を行った上で「住宅などで集落に接続して設置されるもの」が該当します。位置図などを17ページと18ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と事業費見積書と融資関係書類、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、土壌の保護や雨水、汚水などの処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第1号、受付番号5番について、地区担当委員の8番 福田省二 委員のご意見をお伺いいたします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第1号議案の受付番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、この転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号5番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番 申請者入室)

議 長

それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による承認申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇、田の135㎡です。

転用の目的は農業倉庫で、すでに昭和〇〇年に建築された追認申請で、理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりです。

申請地は農振除外決定済みで、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されますが、許可基準は「農業用施設などの設置」に該当します。位置図などを19ページと20ページに添付しています。追認申請ですので顛末書、土地利用現況図及び現況写真、土地改良区との協議、埋蔵文化財の協議などの書類が提出されています。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については雨水などの処理が既に適切に実施されていて、区長さん、生産組合長さんによる地区の排水同意書が提出されていて問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号 受付番号1番について、地区担当委員の8番 福田省二 委員のご意見をお伺いします。

8番 福田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や申請の内容を申請関係者などに確認しましたが、既に農業倉庫は建設されている追認申請ですが、営農用の施設として適切な箇所に周辺農地に支障を及ぼすことが無いよう考慮して設置されたと思われますので、特に問題は無いと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から3番、6ページの受付番号5番から7ページの8番までを一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書1ページから3ページに記載しております、受付番号4番を除く7件について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われまます。以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

はい、3番服巻委員どうぞ。

3番 服巻 委員

3番の服巻です。受付番号1番の対価賃料等の額が〇〇円と安いような気がしますが、お聞きします。それと5番の面積の割に総額が〇〇万円と高すぎると思いますが、お聞きします。それと8番もですが、〇〇万円の対価も本人の申請なのか、高すぎると思いますが、お聞きします。

議長

事務局説明をお願いします。

事務局

1番の単価については親戚ということで、この価格で設定されたのではないかと思っております。5番について、私も現地を確認しましたが、面積が小さいことで、今の金額に決定されたようです。8番の単価については、登記費用等を負担するということで、この金額に決定されたそうです。以上です。

議長

服巻委員、よろしですか。

3番 服巻 委員

はい、わかりました。

議長

他にありませんか。ないようですので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議長

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から3番、受付番号5番から8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号、基盤法18条第1項)

議 長

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）についてを議題といたします。受付番号1番から受付番号3番について、一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番から3番について、あっせん委員による調整の結果、買受人の見込みが立ったため、佐賀県農業公社への所有権移転を決定するものです。土地の所在および権利を移転する者などは記載のとおりです。買受人については来月以降審議の予定です。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）、受付番号1番から受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第5号関係)

議長

別冊の議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。説明に移る前に、議案書の内容に4点訂正箇所がありましたので、お手数ですが訂正をお願いいたします。

議案書3ページ神埼町、再設定5番から7番の〇〇さんの住所が〇〇番地〇〇番地となっておりますが、〇〇番地〇〇の誤りです。訂正をお願いいたします。

続きまして11ページ千代田町、新規の4番の利用権が使用貸借権移転となっておりますが、使用貸借権設定の誤りです。訂正をお願いいたします。

続きまして13ページ千代田町、再設定の17番 〇〇さんの名前の隣に、かっこ書きで農業委員と加えていただきますようお願いいたします。

最後に16ページ脊振町、再設定の2番の〇〇さんの名前の隣に、かっこ書きで農業年金受給者と加えていただきますようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされており、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表利用権設定関係

神埼町 新規2件 再設定61件 計63件

内訳は田176筆 290, 643㎡

畑 1筆 1, 144㎡

計177筆 291, 787㎡

千代田町 新規5件 再設定25件 計30件

内訳は田 81筆 160, 661.50㎡

脊振町 新規1件 再設定2件 計3件
内訳は田 16筆 13, 214㎡
畑 5筆 2, 057㎡
計 21筆 15, 271㎡

神崎市 合計96件

内訳は田273筆464, 518. 50㎡
畑 6筆 3, 201㎡
計279筆467, 719. 50㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

議長

それでは、11番 福田 肇 委員が議事参与の制限を受けますが、既に退席されておりますので、議事を進めます。

(11番 福田委員退席)

議長

13ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号17番から14ページの受付番号24番までの議事参与に関する案件について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の13ページの千代田町再設定17番から14ページの24番までの申し出について説明します。左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田17筆24, 774㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目直しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号17番から受付番号24番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

それでは、11番 福田 肇 委員の入室を許可します。

(11番 福田 委員入室)

議長

引き続き、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆4，703㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。議案第5号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、3ページから10ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号61番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から10ページの61番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田174筆 285,940㎡

畑 1筆 1,144㎡

計175筆287,084㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号61番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、11ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号 1 番から受付番号 5 番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の 1 1 ページの千代田町、新規、1 番から 5 番までの申し出について説明します。設定する内容は、田 2 3 筆 4 9, 7 9 2 m²となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、12ページから14ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号16番及び受付番号25番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの千代田町、再設定1番から14ページの25番までの申し出について説明します。設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、田58筆110,869.50㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号16番及び受付番号25番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、15ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番について審議

いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の15ページの脊振町、新規、1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆1,545㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、16ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の16ページの脊振町、再設定、1番から2番までの申し出について説明します。設定する内容は、田13筆13,214㎡、畑5筆2,057㎡

計18筆 15,271㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

以上で議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番から受付番号6番までについて、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から6番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しな

ければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。1ページから2ページに記載しております、受付番号4番を除く5件につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いいたします。以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農地利用配分計画関係）について、農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。1ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。

千代田町1件、田284筆880, 697㎡内容は、農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うというものです。詳細については別冊のとおりですので、お目通しをお願いいたします。以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議長

ないようですので、報告第2号 農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これもちまして、平成29年第5回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

10時 35分 閉 会